

学童保育施策の拡充を求める陳情署名

大阪市議会議長 様

2012年 月 日

住所
団体名
代表者名

他 名

陳 情 趣 旨

日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、翌年（1986年）に国内法として男女雇用機会均等法を施行、その後、1994年には子どもの権利条約を批准、1999年には男女共同参画基本法が施行されました。こうした法整備や様々な取り組みによって、女性の社会進出がすすみ、1997年には、共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えることとなり、学童保育が児童福祉法に明記されたのも同年でした。

このような社会の進歩と共に、学童保育は発展してきました。

しかし、一方で競争教育の激化や貧困と格差が蔓延する中、いじめや非行、不登校やニートなどに現れるように、子どもたちの中に生きづらさが広がっています。

子どもが生きることが困難な現代にあって、「家庭」と「学校」、そして「地域」という3大拠点をより豊かに発展させ子どもの育ちを支えることが一層重要視されています。大阪市でも、2012年3月にまとめた「放課後児童施策のあり方」において「地域による子育て力の向上が求められている」と指摘しており、地域における子育て機能の再構築が必要不可欠なのは明らかです。

子どもが育つ地域の構築は、わたしたち大人と社会の責任です。

大阪市の学童保育は保護者の共同運営のもとで、40年間、放課後や休日の子どもたちのあそびと生活を守る場であり続け、働く保護者の就労を保障してきました。さらに学童保育は豊かな子ども文化・子育て文化を醸成し、“地域での子育て”になくってはならない施設として、その役割を果たしています。

その営みは、留守家庭児童を支える補完的な事業にとどまりません。前述のように、全国的には共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えており、留守家庭児童が在宅家庭児童より多くなっています。加えて、国をあげて女性の労働力を確保した景気回復がめざされており、今後、さらに共働き家庭が増えることは間違いありません。

こうした社会状況から、学童保育は補完的な役割という位置づけではなく、放課後施策の主たるひとつとなって子どもたちに育ちの場を提供するセンターとして一層発展する必要があります。その役割はますます子育て世代に期待されているところです。

大阪市が放課後施策の拡充を今まで以上にすすめられるよう、以下、陳情いたします。

取扱団体

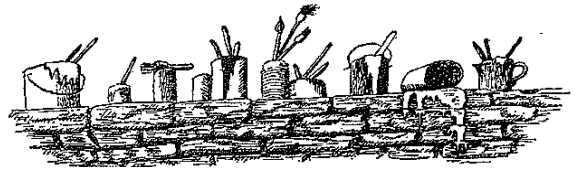
連絡先：大阪市学童保育連絡協議会
〒542-0012
大阪市中央区谷町 7-2-2-202
TEL06-6763-4381 FAX06-6763-3593

陳情署名の活動を支える
募金にご協力ください

募金は署名の活動や、
宣伝物の作成に使われ
させていただきます。

陳情項目

1. 大阪市の学童保育条例を制定してください。
2. 学童保育への補助単価を引き上げてください。
3. 必要な地域に学童保育を設置してください。



募 金

お 名 前	ご 住 所

※この署名は、大阪市内に提出する以外には使用しません。

学童保育は放課後のかけがえのない若 育ちあいの場をみんなでつくるセンター

子育てしながら働くのは当たり前！

1980年以降、共働き家庭は年々増加し、1997年を境に、片働き世帯（専業主婦世帯）を完全に逆転しています。2009年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、児童（ゼロ～17歳）のいる世帯で母親が仕事をしている割合は62.3%です。

大阪市の比率は全国平均よりも低いですが、留守家庭の世帯は確実に増えており、今後、間違いなく増加していきます。

大阪市の留守家庭の比率
（学齢期の6歳～11歳）

年	留守家庭の比率
1985年	36.9%
1990年	37.2%
2005年	44.1%

法律が位置づけているのは、学童保育！



1997年、学童保育は児童福祉法に位置づけられました。そして2012年、「子ども・子育て関連法」によって児童福祉法は改正され、引き続き学童保育は法律の中に位置づけられています。一方、放課後子ども教室（大阪市では「児童いきいき事業」が該当）は、2009年度から文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューのひとつとなり、市町村の実情に応じて選択して実施できる事業（教育支援活動）で法的根拠はもちません。

学童保育を拠点に子育て文化を豊かに！

学童保育は地域の様々な人たちと連携し、遊びや伝承文化を広げ、子どもが豊かに育つ地域づくりをめざしてきました。学童っ子が利用する児童公園には、幼子連れのお母さんやお年寄りが安心して立ち寄れる居場所となっています。学童っ子たちの歓声と笑い声が、街にぬくもりを広げています。



こんなに低い大阪市の 学童保育の補助単価

政令市の中でも最も補助金が低いのが大阪市です。

大阪市	350万円
横浜市	620万円
名古屋市	420万円
京都市	940万円
神戸市	600万円

国の補助基準を下まわる大阪市

	国基準	大阪市の基準
10～19人	1,656,000円	2,123,000円
20～35人	2,544,000円	2,382,000円
36～45人	3,751,000円	2,641,000円
46～55人	3,587,000円	
56～70人	3,422,000円	
71人以上	3,258,000円	

10人ランクでは大阪市が上まわるものの、その他のランクではすべて国基準が上です。

策定が求められています 学童保育の条例

「子ども・子育て関連法」では、学童保育について基準を国が省令で定め、市町村が条例を定めることになりました（児童福祉法 34 条の 8 の 2）。現行の学童保育の水準を大きく上まわる学童保育の条例づくりを、大阪に求めていく運動が重要となっています。



設置率も政令市でダントツに低い大阪市

国がめざしているのは 1 小学校区に 1 学童保育所。学童保育を廃止し、すべて全児童に移行した川崎市は別として、大阪市の設置率はあまりにも低いものです。しかも、この 161 という数字は、子どもの家といきいきクラブを加えたものです。

	市町村名	小学校数	学童数	設置率
1	さいたま市	103	174	168.9%
2	北九州市	131	194	148.1%
3	相模原市	72	103	143.1%
4	岡山市	91	126	138.5%
5	熊本市	92	115	125.0%
6	広島市	141	166	117.7%
7	神戸市	166	195	117.5%
8	仙台市	125	143	114.4%
9	札幌市	202	218	107.9%
10	新潟市	113	121	107.1%
11	静岡市	86	91	105.8%
12	千葉市	117	123	105.1%
13	浜松市	107	110	102.8%
14	福岡市	145	142	97.9%
15	京都市	170	158	92.9%
16	堺市	94	82	87.2%
17	名古屋市	263	190	72.2%
18	横浜市	344	206	59.9%
19	大阪市	297	161	54.2%
20	川崎市	113	12	10.6%

設置率 100%以上の政令市は 13 市。1 小学校に 1 学童保育以上の設置です。他市で実現できることは、大阪でも当然、可能です。

保育料の高さは全国一

全国連協が保育料調査をしました。月額 15000 円から 2 万円の大阪は保護者負担が重い！

保育料額	%
5000 円未満	41.8%
5000 円～10000 円未満	46.4%
10000 円～15000 円未満	10.1%
15000 円～20000 円未満	1.7%
20000 円以上	0%

大阪市の学童保育・7つの提言

- ① 安心して子どもを生み育てられる地域、子どもが豊かに育つ地域づくりをめざします
- ② 働く保護者の「就労」を保障します
- ③ 保護者が積極的に運営に参画し、預けっぱなしではない、共同の子育てに取りくみます
- ④ 子どもの権利をまもり、子どもの「あそび・生活・発達」を保障します
- ⑤ 異年齢集団での継続した生活を通し、子どもらしい育ちをめざします
- ⑥ 子どもが安心して生活できる、専用の施設です
- ⑦ 専門性を追求する専任の指導員を配置します